令和 3 年 10 月 11 日

第 10 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和３年第１０回小国町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和３年１０月１１日（月）午後１時３０分から

２．開催場所　　おぐに町民センター　３０１号室

３．出席委員（農業委員８名　　計８名）

会　　長		松岡　克明
会長職務代理者	１番	石松　雄平
委　　員	２番	梅木　美代
	３番	穴井　英雄
	４番	飯沼　由彦
	５番	宮﨑　博美
	６番	佐藤　仲子
	７番	穴井　千年

４．欠席委員

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案第１号　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第３　　議案第２号番号１～番号２　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　宮崎　智幸

事務局職員　　波多野　裕

７．会議の概要

事務局長　　ただ今から、令和３年第１０回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、２番梅木美代委員、３番穴井英雄委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議　　長　　次に、日程第2議案第1号番号1「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の1ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（所有権移転）農業基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年10月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。
議案第 1 号番号 1 です。土地の所在は、大字上田字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、土地の面積は、1,777 ㎡です。続きまして大字上田字〇〇〇番地、同じく字〇〇〇番地、土地の地目は、2筆共に登記簿田、現況田です。〇〇〇番地の面積は1,145㎡、〇〇〇番地は540㎡です。続きまして大字上田字〇〇〇番地、地目は、現況田、登記簿田、土地の面積は 1,367 ㎡です。続きまして同じく字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況

田、面積は 1,479 ㎡で、地目、田の 5 筆合計面積は 6,308 ㎡です。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稲、野菜、売買価格は記載の通りです。詳細につきましては、別冊資料 1 の 1 ページからご覧ください。1 ページ目が農用地利用集積計画書になります。下の欄に所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等が記載されています。2 ページが位置図になります。3 ページ、4 ページが航空写真になります。それから 5 ページから 16 ページまでが登記簿謄本の写しと字図の写しになります。17 ページ、18 ページが委員さん達との現地立会時の写真です。この議案につきましては、農地所有適格化法人に関する特例を適用した内容となっています。要件等は全てクリアしております。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、穴井英雄委員から報告をお願いします。

３　　番　　この案件につきましては、私と松岡会長、松本推進委員、河津推進委員、事務局 2 名で現地確認に行きました。申請地は、5 筆共、耕作してある農地です。その中の 2 筆は買い手の方が以前から耕作しており、3 筆は地元の法人に貸し付けていた農地でした。ご審議よろしくお願い致します。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

７　　番　　売買価格が、何故〇〇〇円になっているのですか。

事務局長　　売買価格は、個人間のやり取りの部分で、今回は〇〇〇円になっております。少し説明をしますと、義理の親子関係です。

７　　番　　はい、わかりました

１　　番　　書類上ですが、現地確認時の書類のサインが付いていないのですが、付けなくても良いのですか。

事　務　局　　この件については、通常の農地法3条、4条、5条とは違う法律ですので、立会の書類は基本的には要求しない形になっています。

１　　番　　わかりました。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第1号番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第1号番号1の原案について同意することを決定します。

議　　長　　次に、日程第3　議案第2号番号1から番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の2ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年10月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。土地の所在は大字上田字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は1,145㎡、同じく字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、、面積は540㎡です。続きまして字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は1,367㎡、田の3筆合計面積は3,052㎡です。内容としましては、新規となります。利用権の設定をする者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、農地中間管理機構法による貸し付けです。期間は10年、賃借料は、別冊資料1の19ページの右側の所をご覧ください。

続きまして議案書に戻りまして、番号2です。土地の所在は、大字上田字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は1,777㎡です。続きまして字〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田です。面積は1,479㎡で、2筆合計面積は3,256㎡です。内容と

しましてはこれも新規になります。利用権の設定をする者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は農地中間管理機構法による貸し付け、期間は10年、使用貸借になります。別冊資料1の19ページをもう一度お開きください。19ページが公社借り入れ部分の農用地利用集積計画書になります。この案件につきましては、先ほどの売買と関係があります。所有権移転したものを、公社側に貸し付けるという案件になります。位置図関係等は、先ほど確認して頂いたものを再度御覧頂けたらと思います。所有権移転と利用権の貸借は同じ日に総会で審議するという事になっております。説明は以上です。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

６　　番　　別冊資料の19ページには一括して書かれていますけど、議案書の2ページには、2つに分けて一緒に書かれているのは、なぜですか。

事務局長　　この番号が分かれているのは、内容的に賃貸借の部分と使用貸借という部分で分けてあります。番号1の3筆については、賃貸借で賃借料が発生しています。番号2の2筆につきましては、使用貸借となっていますので賃借料は〇〇〇円です。というところで分けてあります。

１　　番　　面積的にも番号2の方が番号1より面積が広いのに、何故〇〇〇円で使用貸借なのですか。現況が荒れているのですか。

事務局長　　使用貸借の部分については、現地は荒れてはいません。作物を作られています。番号1については、〇〇〇に貸し付けとなります。それから、番号2についても、〇〇〇に貸し付けするのですが、そこから実際には、設定をする方が、法人の構成員であり、直接的に作物を作っていくので使用貸借になります。

１　　番、　　2番は〇〇〇さん個人が作るという事ですね。一応公社に挙げて、公社から〇〇〇さん個人が借りるという事なのですか。〇〇〇に貸し付けてそこから借りるのですか。

事 務 局 長　　公社が法人に貸し付けをしまして、法人の構成員の〇〇〇さん個人が作付けをするというものです。ですので、借受者は〇〇〇となります。

１　　番　　わかりました。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議　　長　　それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第１０回総会を閉会致します。

令和３年第１０回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

２　　番

３　　番